

# 第4章

## 障害者に係る 施策の展開

## 障害者に係る施策の体系

### 目標 1 自立を支える基盤づくり

- 1 障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進…………… 35
  - ①障害者差別解消法に基づく取組み
  - ②障害者虐待防止対策の実施
  - ＜参考＞相談・支援体制の充実★
  
- 2 相談支援体制の充実…………… 36
  - ①身体障害者、知的障害者の援護の実施
  - ②身体・知的相談員の設置
  - ③精神保健福祉相談（一般相談）
  - ④精神保健福祉手帳の申請受理
  - ⑤高次脳機能障害者の相談支援の充実
  - ⑥難病患者の相談支援の充実
  - ⑦発達障害者の相談支援の充実
  
- 3 関係機関のネットワーク構築…………… 38
  - ①個別支援会議の開催
  - ②精神保健福祉関係者連絡会の開催
  - ③事業所連絡会の設置・運営

### 目標 2 自立を支えるサービスの充実

- 1 介護給付費・訓練等給付費の利用支援…………… 39
  - ①障害者総合支援法の制度の周知と利用支援
  - ②審査会の設置と認定調査の実施
  - ③障害福祉サービスへの苦情対応
  - ④サービス事業所への指導体制の整備
  - ⑤福祉サービス第三者評価受審支援
  - ＜参考＞福祉サービス苦情相談窓口の運営★  
利用者の立場に立ったサービスの推進★
  
- 2 介護給付費（訪問系サービス）の支給…………… 41
  - ①居宅介護
  - ②重度訪問介護
  - ③同行援護
  - ④行動援護
  - ⑤重度障害者等包括支援

<b>3</b>	<b>介護給付費・訓練等給付費（日中活動系サービス）の支給</b> ……………	<b>42</b>
	①生活介護	
	②自立訓練	
	③就労移行支援	
	④就労継続支援	
	⑤療養介護	
	⑥短期入所	
<b>4</b>	<b>介護給付費・訓練等給付費（居住系サービス）の支給</b> ……………	<b>44</b>
	①共同生活援助（グループホーム）	
	②施設入所支援	
<b>5</b>	<b>相談支援給付費の支給</b> ……………	<b>45</b>
	①計画相談支援	
	②地域移行支援	
	③地域定着支援	
<b>6</b>	<b>地域生活支援事業の実施</b> ……………	<b>46</b>
	①理解促進・啓発事業	
	②自発的活動支援事業	
	③相談支援事業の実施	
	④基幹相談支援センターの設置	
	⑤地域自立支援協議会の設置・運営	
	⑥基幹相談支援センター等機能強化事業	
	⑦住宅入居等支援事業	
	⑧成年後見制度利用支援事業	
	⑨成年後見制度法人後見支援事業	
	⑩コミュニケーション支援事業	
	⑪日常生活用具給付等事業	
	⑫移動支援事業	
	⑬地域活動支援センター事業	
	⑭訪問入浴サービス事業	
	⑮更生訓練費給付事業	
	⑯就職支度金給付事業	
	⑰日中一時支援事業	
	⑱自動車運転免許取得費の助成事業	
	⑲自動車改造費の助成事業	
	⑳住宅設備改善費の給付	

<b>7</b>	<b>児童福祉法に基づく給付費の支給</b> .....	<b>51</b>
	①児童発達支援	
	②医療型児童発達支援	
	③放課後等デイサービス	
	④保育所等訪問支援	
	⑤障害児相談支援	
<b>8</b>	<b>在宅障害者支援事業の実施</b> .....	<b>52</b>
	①重度脳性麻痺者介護事業	
	②福祉タクシー事業	
	③ガソリン費助成事業	
	④電話料助成事業	
	⑤寝具乾燥等事業	
	⑥家具転倒防止器具取付事業	
	⑦おむつ支給事業	
	⑧緊急通報システム事業	
	⑨火災安全システム事業	
	⑩食事サービス事業	
	⑪福祉車両貸出事業	
	⑫のぞみ集会所運営事業	
	⑬身体障害者補助犬の貸与事業	
	⑭都営交通無料乗車券の発行	
<b>9</b>	<b>医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施</b> .....	<b>55</b>
	①自立支援医療（更生医療）給付費の給付	
	②自立支援医療（育成医療）給付費の給付	
	③自立支援医療（精神通院）医療費助成の申請受理	
	④心身障害者（児）医療費助成	
	⑤難病等医療費助成の申請受理	
	⑥小児精神障害者入院医療費助成の申請受理	
	⑦補装具費の給付	
	⑧障害者の歯科診療の実施	
<b>10</b>	<b>手当等の支給</b> .....	<b>58</b>
	①心身障害児福祉手当	
	②心身障害者福祉手当	
	③難病患者福祉手当	
	④原爆被爆者見舞金	

## 目標3 ライフステージに対応した支援の充実

- 1 保育・療育・教育の充実……………59
  - ①発達障害の早期発見と支援
  - ②障害のある児童の保育
  - ③障害のある児童の療育事業
  - ④障害のある児童の学童保育
  - ⑤就学相談の充実
  - ⑥特別支援教育の推進
  - ⑦都立特別支援学校との連携強化
  - ⑧障害のある子どもの支援体制の構築
  
- 2 就労の支援……………62
  - ①障害者就労支援事業の充実
  - ②市役所内実習、職場体験実習
  - ③就労支援機関等との連携強化
  - ④障害者優先調達推進法に基づく調達の推進
  - ⑤障害者就労施設への支援
  
- 3 生涯学習と社会参加の支援……………63
  - ①学習機会の保障
  - ②障害者青年教室の開催
  - ③障害者向け図書館サービス
  - ④スポーツ・レクリエーション活動の充実

## 目標4 共に生きる地域づくり

- 1 障害者理解の推進……………65
  - ①障害者週間の周知及び取組み
  - ②障害者理解のための啓発活動
  - ③精神保健福祉普及運動の周知
  - ④精神保健講演会の実施

＜参考＞福祉教育の推進★
  
- 2 障害特性に配慮したバリアフリー化の推進……………66
  - ①視覚障害者・聴覚障害者への情報提供の充実
  - ②市主催事業等への手話通訳者の設置
  - ③市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上
  - ④選挙等における配慮

### 3 安全・安心なまちづくり.....68

①都営住宅建替え整備に関する要請

②ヘルプカードを活用した防災・防犯の取組み

<参考>災害時要配慮者対策の推進★

安心と安全を守る環境づくりの推進★

公共建築物および公園・道路などの公共施設の整備★

移送サービスの整備★

※★印のある項目は、第五次東大和市地域福祉計画に掲載している項目で障害者施策に関連する項目です。

## 第4章 障害者に係る施策の展開

### 目標1 自立を支える基盤づくり

障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要なサービスが適切に受けられるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。また、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図ります。

#### 1 障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進

障害の有無に分け隔てられることのない共生社会の実現のため、障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護事業の利用を推進します。また、障害者虐待防止対策に取り組めます。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
1-1 障害者差別解消法に基づく取り組み  【新規】	平成28年4月に施行される障害者差別解消法の規定に基づき、障害を理由とする不当な差別的扱いを行わないとともに、障害者への合理的配慮を行います。	—	差別解消法の周知	障害福祉課 各課
1-2 障害者虐待防止対策の実施  【継続】	障害者虐待防止センターで障害者虐待の通報に対する対応及び虐待防止のための周知・啓発を適切に行います。 また、東大和市高齢者等虐待防止地域ネットワーク会議を通して関係機関の連携強化を図ります。	障害者虐待防止センターを設置し、通報受理、事実確認等を行いました。 東大和市高齢者等虐待防止地域ネットワーク会議に出席し、情報交換等を行いました。 虐待防止に関する公開研修会を開催しました。	虐待防止対策の拡充	障害福祉課

《参考》第五次地域福祉計画における関連する取り組み

取り組み項目	内 容
相談・支援体制の充実	①社会福祉協議会が実施している成年後見活用あんしん生活創造事業による、成年後見制度の利用相談を推進します。 ②社会福祉協議会が実施している地域権利擁護事業による、地域に暮らす困りごとのある方への支援を推進します。

## 2 相談支援体制の充実

身体障害者、知的障害者、精神障害者への相談支援体制を充実させるとともに、高次脳機能障害者や難病患者等への相談体制の整備、必要な施策の検討を進めます。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
2-1 身体障害者、知的障害者の援護の実施 【継続】	身体障害者手帳、愛の手帳（東京都療育手帳）を交付された方や家族の相談に応じ、障害のある方個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切なサービスが利用できるよう支援します。	身体障害者の相談支援 1,831 件 知的障害者の相談支援 320 件	適切な援護の実施	障害福祉課
2-2 身体・知的相談員の設置 【継続】	身体障害者の更生援護の相談に応じ、地域活動を推進する身体障害者相談員及び知的障害者の更生援護の相談に応じ、知的障害者援護思想の普及を行う知的障害者相談員を設置し、身体障害者及び知的障害者の福祉の推進を図ります。	身体障害者相談員 4 人 知的障害者相談員 3 人 相談件数 333 件	相談活動の充実	障害福祉課
2-3 精神保健福祉相談（一般相談） 【継続】	通院している在宅精神障害者及びその家族を対象に生活相談、医療相談、福祉相談、社会復帰施設の利用や助言、あっせんの相談を行います。 なお、未治療・治療中断等の医療に関する相談や、酒害・薬物問題、児童・思春期等の問題、対応困難事例への対応と、専門相談については、多摩立川保健所と連携を図ります。	相談件数 1,479 件	適切な相談支援の実施	障害福祉課
2-4 精神保健福祉手帳の申請受理 【継続】	精神障害のため長期にわたり日常生活、社会生活に制限がある方が交付される手帳の申請受理、交付及び相談を行います。	申請受理件数 390 件	手帳交付を通じた相談の充実	障害福祉課
2-5 高次脳機能障害者の相談支援の充実 【継続】	事故や脳血管障害などにより脳が損傷を受けた結果、高次脳機能障害となり、生活に支障を来たす場合があります。 東京都は、心身障害者福祉センターを高次脳機能障害者の支援拠点と定め、生活や就労などの相談・支援、区市町村や関係機関への助言・情報提供を行うとともに、地域の関係機関による支援のネットワークづくりを進めています。 市は、高次脳機能障害についての情報の提供を行うとともに、相談に適切に対応していきます。	相談件数 20 件 東京都心身障害者センターが開催した「平成 25 年度区市町村高次脳機能障害者相談支援連絡会」に参加し、支援者のスキルアップに努めた。	相談支援の充実	障害福祉課

<p>2-6 難病患者の 相談支援の 充実</p> <p>【修正】</p>	<p>難病患者医療費助成の申請受理事務に際して、難病についての周辺相談に応じます。 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用に係る支援を行います。 在宅療養中の方については、保健所と連携して支援をします。</p>	<p>相談件数 27件</p> <p>25年度から、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を難病患者が利用できるようになったため、サービス利用に係る支援も行った。</p>	<p>相談支援の 充実</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>2-7 発達障害者 の相談支援 の充実</p> <p>【継続】</p>	<p>発達障害と思われる相談を受け、適切に情報提供を行うとともに、必要に応じて医療機関や障害福祉サービスの利用につなげます。 また、東京都発達障害者支援センターとの連携強化、研修参加による支援者のスキルアップを図ります。</p>	<p>相談件数 33件</p> <p>東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課が実施する「発達障害者医療従事者向け講習会」に参加し、支援者のスキルアップに努めた。</p>	<p>相談支援の 充実</p>	<p>障害福祉課</p>

### 3 関係機関のネットワーク構築

障害のある人の地域生活における課題を解決し、ニーズに応えるために、相談支援機関、福祉サービス事業所、医療・教育関係者等のネットワークを重層的に構築することを目指します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
3-1 個別支援会議の開催  【継続】	困難ケースへの対応が必要な場合等、随時、関係機関に呼びかけて個別支援会議を開催します。	随時、個別支援会議を開催しました。	関係機関の連携強化	障害福祉課
3-2 精神保健福祉関係者連絡会等の開催  【継続】	精神障害者への支援は関係機関が情報共有することが必須であるため、関係機関の連絡会議（精神保健福祉関係者連絡会）及び地域生活支援センター、市の二者会、保健所、地域生活支援センター、市の三者会を定期的で開催します。 また、地域自立支援協議会とも連携して精神障害者の支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉関係者連絡会 6 回開催</li> <li>・二者会 12 回開催</li> <li>・三者会 12 回開催</li> </ul>	連携の推進	障害福祉課
3-3 事業所連絡会の設置・運営  【継続】	障害福祉サービスが適切に提供されるよう、事業種別ごとの連絡会を設置し、サービスの質の向上を図ります。 また、連絡会で出された課題等を地域自立支援協議会につなげていきます。	事業所連絡会を開催した。 (居宅系 3 回、居住系 3 回、相談支援 9 回)	障害福祉サービスの向上	障害福祉課

## 目標2 自立を支えるサービスの充実

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画に数値目標等を定めてサービスの充実に努めます。その他のサービスについて充実に努めます。

また、医療費助成、障害者手当の支給等を通して、経済的自立を支援します。

### 1 介護給付費・訓練等給付費の利用支援

介護給付費・訓練等給付費の給付を受けるために必要な障害支援区分の判定や認定調査を公正に行うしくみづくりをします。また、サービス提供事業所の運営が健全になされるよう、指導・助言及び支援を行います。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
1-1 障害者総合支援法の制度の周知と利用支援  【継続】	障害のある人の日常生活を支える基本的な制度である障害者総合支援法について、障害のある人、家族及び事業者等に必要な情報の提供を行い、制度の周知と利用支援を行います。 制度の利用に際しては、障害のある人や家族からの相談に応じ、一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切なサービスが利用できるよう支援します。	市報、ホームページ、障害福祉課の窓口で制度の周知に努めました。 サービス利用の支援を行いました。	継続	障害福祉課
1-2 審査会の設置と認定調査の実施  【継続】	障害者総合支援法の規定に基づき、障害支援区分の判定を中立・公正かつ専門的な立場で行う障害支援区分判定審査会を設置し、審査判定業務を行います。 判定の根拠となる障害支援区分の認定調査については、専門研修を修了した市職員が行います。	審査会委員数 12人 開催回数 13回 審査件数 105件	継続	障害福祉課
1-3 障害福祉サービスへの苦情対応  【継続】	事業者に対する苦情に適切に対応できるよう、地域福祉権利擁護事業や東京都に設置されている福祉サービス運営適正化委員会の活用等の周知に努めます。	サービスへの苦情について随時対応しました。	継続	障害福祉課
1-4 サービス事業所への指導検査体制の整備  【修正】	東京都が行う指導検査への立会等を通じて、事業者への指導を実施します。 東京都の支援策等を活用して、指導検査に必要なノウハウを蓄積するとともに、指導検査体制の充実に努めます。	東京都の指導検査への立会い 1回	指導検査体制の充実	障害福祉課

<p>1-5 福祉サービス 第三者評価 受審支援</p> <p>【修正】</p>	<p>日中活動系サービス事業所について、東京都の補助を活用して受審を支援します。</p>	<p>受審事業所数 1 か所</p>	<p>受審事業所の 増</p>	<p>障害福祉課</p>
--	--	------------------------	---------------------	--------------

《参考》第五次地域福祉計画における関連する取り組み

<p>取り組み項目</p>	<p>内 容</p>
<p>福祉サービス苦情相談窓口の運営</p>	<p>社会福祉協議会が設置している「あんしん東大和」により、福祉サービス利用に際しての苦情相談への対応を図ります。 また、弁護士等専門的見地から対応する第三者委員会により、利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう支援に努めます。</p>
<p>利用者の立場に立ったサービスの推進</p>	<p>①福祉サービス第三者評価システムについて、広く普及に努め、利用者本位の福祉サービスの実現を推進します。 ②健全な運営による福祉サービスの提供を推進するため、社会福祉法人に対し指導検査を行います。</p>

## 2 介護給付費（訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の支給

日常生活を支える訪問系サービスを適切に支給します。また、提供体制の確保に努めます。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
2-1 居宅介護  【継続】	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害支援区分1以上の方（障害児はこれに相当する状態）が対象となります。	実利用者数 140人 利用時間 1,316時間 (1月当たり)	利用者数 160人 利用時間 1,600時間	障害福祉課
2-2 重度訪問 介護  【継続】	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする方に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。原則、障害支援区分4以上の方が対象となります。	実利用者数 13人 利用時間 4,338時間 (1月当たり)	利用者数 17人 利用時間 5,600時間	障害福祉課
2-3 同行援護  【継続】	視覚障害により、移動困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。	実利用者数 17人 利用時間 309時間 (1月当たり)	利用者数 29人 利用時間 510時間	障害福祉課
2-4 行動援護  【継続】	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方に介助や外出時の移動の支援などを行います。障害支援区分3以上で行動障害のある方が対象となります。	実利用者数 3人 利用時間 29時間 (1月当たり)	利用者数 4人 利用時間 40時間	障害福祉課
2-5 重度障害者等包 括支援  【継続】	常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。障害支援区分6以上で意思疎通が著しく困難である等の方が対象となります。	実利用者数 0人 (1月当たり)	利用者数 0人	障害福祉課

### 3 介護給付費・訓練等給付費（日中活動系サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）の支給

日常生活を支える日中活動系サービスを適切に支給します。また提供体制の確保に努めます。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
3-1 生活介護  【継続】	常に介護が必要な人に、おもに日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上（入所の場合は区分4以上）または50歳以上の区分2以上（入所の場合は区分3以上）の方が対象となります。	実利用者数  (内訳) 入所系 46人 通所系 91人 137人	利用者数  (内訳) 入所系 42人 通所系 114人 156人	障害福祉課
3-2 自立訓練  【継続】	○機能訓練…身体障害者を対象に、自立した日常生活ができるよう、一定の期間（標準期間18か月）、身体機能向上のために必要な訓練を行います。 ○生活訓練…知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間24か月、長期入所者の場合36か月）、生活能力向上のために必要な訓練を行います。	実利用者数  (内訳) 機能訓練 0人 生活訓練 10人 宿泊型自立訓練 2人 12人	利用者数 28人 (内訳) 機能訓練 0人 生活訓練 28人	障害福祉課
3-3 就労移行支援  【継続】	一般就労を希望する方に、一定期間（標準期間24か月）、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。	実利用者数  12人	利用者数  20人	障害福祉課
3-4 就労継続支援  【継続】	A型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。 B型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。	実利用者数  (内訳) A型 3人 B型 280人 283人	利用者数  (内訳) A型 6人 B型 330人 336人	障害福祉課
3-5 療養介護  【継続】	医療を必要とし、常に介護を必要とする方に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。	実利用者数  13人	利用者数  14人	障害福祉課

<p>3-6 短期入所</p> <p>【継続】</p>	<p>自宅で介護する人が病気の場合などに、 短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、 食事の介護等を行います。</p>	<p>実利用者数 45人</p> <p>(内訳) 福祉型 29人 医療型 16人</p> <p>利用日数 274日</p> <p>(内訳) 福祉型 176日 医療型 98日 (1月当たり)</p>	<p>利用者数 53人</p> <p>(内訳) 福祉型 33人 医療型 20人</p> <p>利用日数 360日</p> <p>(内訳) 福祉型 220日 医療型 140日</p>	<p>障害福祉課</p>
---------------------------------	---	--	--	--------------

#### 4 介護給付費・訓練等給付費（居住系サービス：共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援）の支給

日常生活を支える居住系サービスを適切に支給します。また、提供体制の確保に努めます。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
4-1 共同生活援助 （グループホーム）  【修正】	<p>主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を行います。</p> <p>平成26年4月からケアホームがグループホームに統合され、外部サービス利用型又は介護サービス包括型として運営されることとなりました。</p>	<p>グループホーム 実利用者数 13人</p> <p>（内訳） 知的障害者 3人 精神障害者 10人</p> <p>ケアホーム 実利用者数 47人</p> <p>（内訳） 知的障害者 47人 精神障害者 0人</p>	<p>利用者数91人 （内訳） 知的障害者 78人 精神障害者 13人</p>	障害福祉課
4-2 施設入所支援  【継続】	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。	<p>実利用者数 47人</p>	利用者数42人	障害福祉課

## 5 相談支援給付費の支給

障害のある人が適切に障害福祉サービスを利用できるよう、サービス利用計画案の作成等を行うための相談支援給付費（計画相談支援）を支給します。また、施設入所者等が円滑に地域移行できるよう、必要に応じて相談支援給付費（地域移行支援、地域定着支援）を支給します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
5-1 計画相談 支援  【継続】	<p>障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。</p> <p>平成24年度から平成26年度の3か年で全障害福祉サービス利用者に、対象を拡大することとされました。</p>	<p>実利用者数 32.25 人 (1 月当たり)</p>	<p>利用者数 110 人 (1 月当たり)</p>	障害福祉課
5-2 地域移行 支援  【継続】	<p>施設入所者または精神科病院に入院している方が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。</p>	<p>実利用者数 1 人</p>	<p>利用者数 2 人</p>	障害福祉課
5-3 地域定着 支援  【継続】	<p>居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行う。</p>	<p>実利用者数 0 人</p>	<p>利用者数 6 人</p>	障害福祉課

## 6 地域生活支援事業の実施

障害のある人が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づいた「東大和市地域生活支援事業」を実施します。

法により必須とされている「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」に加え、「訪問入浴サービス事業」「更生訓練費給付事業」「就職支度金給付事業」「日中一時支援事業」「自動車運転免許取得費助成事業」「自動車改造費助成事業」「住宅設備改善事業」を行います。

地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、障害者の地域生活での自立と社会参加を支援する上で両輪となるものです。市では、今後も様々なニーズを踏まえ、必要なサービスの実施を検討していきます。

### 《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
6-1 理解促進研修・啓発事業  【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害のある方への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。</li> <li>○市民を対象に障害者への理解を深めるための催し（障害者理解促進事業等）を実施します。また、障害者週間に合わせて、障害者理解・啓発のためのパネル展示等を行います。</li> </ul>	<p>&lt;参考&gt; 障害者理解促進事業の実施 パネル展示の実施</p>	事業の実施	障害福祉課
6-2 自発的活動支援事業  【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある方、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。</li> <li>○障害団体等が行う市民を対象とした自発的活動や催しについて、市ホームページ等を活用して、市民に広く周知する支援を行います。</li> </ul>	—	事業の実施	障害福祉課
6-3 相談支援事業の実施  【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。</li> <li>○対象者：障害のある人、障害のある児童の保護者または障害のある人の介護を行う方等</li> </ul>	<p>精神障害者地域生活支援センターにおいて相談支援を行いました。 延利用者数 7,253 人</p>	実施箇所数 2 箇所	障害福祉課
6-4 基幹相談支援センターの設置  【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体・知的・精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの設置について検討します。</li> </ul>	未実施	検討	障害福祉課

<p>6-5 地域自立支援協議会の設置・運営</p> <p>【継続】</p>	<p>○地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として市が設置します。</p> <p>○構成メンバー：相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者等</p>	<p>委員数 15人</p> <p>開催回数 全体会 4回 生活部会 9回 就労部会 6回</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-6 基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○専門的な相談支援等を要する困難ケースの援助を行うことなどを目的に、社会福祉士、精神保健福祉士等専門的職員を配置し相談機能強化を図ります。</p>	<p>精神障害者地域生活支援センターにおいて相談支援を行いました。</p> <p>延利用者数 7,253人</p>	<p>実施箇所数 2箇所</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-7 住宅入居等支援事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。</p> <p>○対象者：民間賃貸住宅への入居を希望する障害のある人で保証人がいない等の理由により入居が困難な方</p>	<p>未検討</p>	<p>検討</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-8 成年後見制度利用支援事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○成年後見制度の申立てに要する費用（鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部または一部）を助成します。</p> <p>○対象者：知的障害者福祉法、精神保健福祉に基づく手続きを要する方</p>	<p>助成 1件</p>	<p>助成 4件 市長申立て以外の者への助成を検討。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-9 成年後見制度法人後見支援事業</p> <p>【新規】</p>	<p>○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る。</p> <p>○市における法人後見のあり方等の検討を進めていく。</p>	<p>—</p>	<p>検討</p>	<p>障害福祉課 福祉推進課</p>
<p>6-10-1 コミュニケーション支援事業（手話通訳者等の派遣）</p> <p>【継続】</p>	<p>○手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。</p> <p>○対象者：聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人</p>	<p>派遣回数（年間） 手話通訳者 215回 要約筆記者 27回 実利用者数 手話通訳 21人 要約筆記 3人</p>	<p>実利用者数 手話通訳 25人 要約筆記 6人</p>	<p>障害福祉課</p>

<p>6-10-2 コミュニケーション支援事業(点訳、音訳事業)</p> <p>【継続】</p>	<p>○視覚障害のため情報取得に困難な障害のある人に対し、音声に吹き替えた市報・こうみんかんだよりを希望者に配付します。</p> <p>○対象者：視覚障害者</p>	<p>実利用者数 市報 20人 こうみんかんだより 5人</p>	<p>実利用者数 29人</p>	<p>秘書広報課 中央公民館</p>
<p>6-10-3 コミュニケーション支援事業(手話通訳者設置事業)</p> <p>【継続】</p>	<p>○公共施設等に手話通訳者を設置します。</p> <p>○対象者：聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある方</p> <p>平成23年4月から、市役所庁舎内に設置しました。毎週金曜日の午前9時から午後5時まで。</p>	<p>利用件数 123件 利用延人数 85人</p>	<p>延利用者数 (年間) 160人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-10-4 コミュニケーション支援事業(奉仕員養成研修事業)</p> <p>【修正】</p>	<p>一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。</p> <p>平成25年度から手話通訳者(手話奉仕員)養成講座を市の事業として実施しています。</p>	<p>手話講習会実施 修了者数 初級 20人 中級 18人 上級 17人 養成講座 受講者数 12人 認定審査合格者数 2人 市登録手話通訳奉仕員数 12人</p>	<p>手話通訳奉仕員登録者数 16人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-11 日常生活用具給付等事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。</p> <p>○対象者：東大和市障害者地域生活支援事業規則に定める障害のある人</p>	<p>給付件数 2,039件</p>	<p>給付件数 2,263件</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-12 移動支援事業</p> <p>【修正】</p>	<p>○屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。</p> <p>○対象者：屋外の単独移動が困難な知的障害者または精神障害者、視覚障害者(同行援護の対象者は除く)及び補装具費の支給対象となった車いすを利用する1級及び2級の身体障害者</p>	<p>実利用者数 139人 利用時間 1,302時間 (1月当たり)</p>	<p>利用者数 180人 利用時間数 1,500時間</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-13 地域活動支援センター事業</p>	<p>基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。</p> <p>また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターI型では、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。</p>	<p>I型 精神障害者地域生活支援センターにおいて、地域活動支援センター事業を実施しました。</p> <p>実利用者数 123人 延利用者数</p>	<p>I型 実施箇所数 2箇所 実利用者数 246人</p>	<p>障害福祉課 みのり福祉園</p>

<p>【継続】</p>	<p>地域活動支援センターⅡ型では、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。</p>	<p>4,313人</p> <p>Ⅱ型 みのり福祉園において、地域活動支援センター事業を実施しました。 実施回数 313回 契約者数 33人 実利用者数 50人 延利用者数 1,041人</p>		
<p>6-14 訪問入浴サービス 事業  【継続】</p>	<p>○入浴困難な在宅の重度障害者に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。 ○対象者：身体障害者手帳1、2級及び愛の手帳1、2度の入浴困難な在宅の障害のある人</p>	<p>実利用者数 19人 利用回数 661回</p>	<p>利用者数 23人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-15 更生訓練費給付事業  【継続】</p>	<p>○施設に入所または通所している障害のある人で、社会復帰のための訓練を受けている者に対しその訓練を効果的に受けられるよう必要な経費に充てるための金銭を給付します。 ○対象者：就労移行支援または自立訓練を受けている方及び身体障害者福祉法に基づく措置で障害者施設等で更生訓練を受けている方で生活保護世帯に属する方</p>	<p>支給人数 0人</p>	<p>給付者数 0人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-16 就職支度金給付事業  【継続】</p>	<p>○施設に入所または通所している障害のある人が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を給付します。 ○対象者：就労移行支援または就労継続支援を受けている方及び身体障害者福祉法に基づく措置で障害者施設等で更生訓練を受けている方</p>	<p>支給人数 2人</p>	<p>給付者数 5人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-17 日中一時支援事業  【継続】</p>	<p>○障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 ○対象者：学齢児以上の障害のある人</p>	<p>登録事業箇所数 8箇所 実利用者数 28人</p>	<p>実施箇所数 9箇所 利用者数 38人</p>	<p>障害福祉課</p>

<p>6-18 自動車運転免許取得費の助成事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。</p> <p>○対象者：身体障害者手帳3級以上（内部障害4級以上、下肢、体幹障害5級以上）の方または愛の手帳所持者で適正試験に合格している方で所得制限内のもの</p>	<p>利用者数 1人</p>	<p>助成者数 3人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-19 自動車改造費の助成事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p> <p>○対象者：上肢、下肢、体幹に係る障害を有する身体障害者で、1級または2級の方</p>	<p>利用者数 1人</p>	<p>助成者数 3人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>6-20 住宅設備改善費の給付</p> <p>【継続】</p>	<p>○重度の身体障害者が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成する。</p> <p>○対象者： ①中規模改修：学齢児以上65歳未満の下肢または体幹に係る障害が2級以上の方及び補装具費の支給対象となった車椅子を利用している内部障害者 ②屋内移動設備設置：学齢児以上で、上肢、下肢または体幹に係る障害が1級以上の方で歩行ができない状態にあるもの及び補装具費の支給対象となった車椅子を利用している内部障害者</p>	<p>給付件数 3件</p>	<p>給付件数 5件</p>	<p>障害福祉課</p>

## 7 児童福祉法に基づく給付費の支給

障害児支援の強化を図るため、平成24年4月の法改正により、障害のある児童を対象とした施設や事業の根拠法令が児童福祉法に一本化されました。障害種別ごとに分かれていた施設は、通所・入所の利用形態別に一元化され、地域の障害のある児童やその家族の支援にも対応する児童発達支援等のサービスも創設されました。

通所や在宅のサービスについては、市が支給するとされたため、サービスを適切に支給するとともに、提供体制の確保に努めます。

### 《主な取り組み》

整理番号	内 容	25年度実施状況	29年度目標	担当課
項 目				
7-1 児童発達支援  【継続】	障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。	利用者数 28人	利用者数 45人	障害福祉課
7-2 医療型児童発達支援  【継続】	医療的なケアが必要な障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。	利用者数 0人	利用者数 0人	障害福祉課
7-3 放課後等デイサービス  【継続】	学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行います。	利用者数 43人	利用者数 65人	障害福祉課
7-4 保育所等訪問支援  【新規】	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。	—	利用者数 0人	障害福祉課
7-5 障害児相談支援  【継続】	障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。	未実施	利用者数 23人 (1月当たり)	障害福祉課

## 8 在宅障害者支援事業の実施

障害のある人が、地域で自分らしく豊かに生活することができるよう日常生活を支援します。

### 《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
8-1 重度脳性麻痺者介護事業  【継続】	在宅の重度脳性麻痺者に対して、介護人が、家事援助、身体介護、移動支援などの援助を行います。	利用者数 8 人	継続	障害福祉課
8-2 福祉タクシー事業  【継続】	○市と契約した福祉タクシーを利用することができる利用券（500円）を、月5枚を単位として交付します。 ※ガソリン費助成との併給は不可。 ○対象者：上肢・聴覚障害2級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害3級以上の身体障害者手帳または3度以上の愛の手帳の交付を受けた方	助成対象者数 1,011 人 助成枚数 39,525 枚	継続	障害福祉課
8-3 ガソリン費助成事業  【継続】	○日常生活のために所有する自動車等に給油をしたガソリン費の一部を助成します。 ※福祉タクシーとの併給は不可 ○対象者：上肢・聴覚障害2級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害3級以上の身体障害者手帳または3度以上の愛の手帳の交付を受けた方で自動車を所有する方または、当該障害者のために使用する自動車の所有者で、障害者と生計を一にする方	助成対象者数 723 人	継続	障害福祉課
8-4 電話料助成事業  【継続】	○コミュニケーション及び緊急連絡を目的に電話料（基本料金と通話料300円まで）を助成します。 ○対象者：18歳以上で聴覚障害者または2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、外出困難な方	利用者数 貸与 6 人 助成 8 人	継続	障害福祉課
8-5 寝具乾燥等事業  【継続】	○乾燥は、原則1人につき月1回乾燥車により、水洗いは、原則1人につき年2回集配により実施します。 ○対象者：障害者単身世帯または障害者夫婦を含む世帯（子どもが成人している場合を除く）で、1級～3級（「聴覚または平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害」を除く）の身体障害者手帳または1度～3度の愛の手帳の交付を受けている方で、寝具の自然乾燥が困難な方	乾燥 3 世帯 水洗 3 世帯	継続	障害福祉課

8-6 家具転倒防止器具取付事業 【継続】	○家具転倒防止器具の取付をすることにより、障害者の生命・財産を地震災害から守ります。 ○対象者：2級以上の身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けた方のみの世帯	取付者数 2人	継続	障害福祉課
8-7 おむつ支給事業 【継続】	○紙おむつ（1か月当たり45枚以内）を支給します。尿とり用パットを希望する方には、1日当たり2枚以内で支給します。 ○対象者：2級以上の身体障害者手帳または2度以上の愛の手帳の交付を受けた方（3歳以上65歳未満）が、在宅で常時おむつを着用する必要がある場合	利用者数 46人	継続	障害福祉課
8-8 緊急通報システム事業 【継続】	○ひとり暮らし等の重度身体障害者等の緊急時における安全確保のため、緊急通報システムを給付し、速やかな通報等を行います。 ○対象者：18歳以上のひとり暮らし等の2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方、難病にり患している18歳以上のひとり暮らし等の方	利用者数 2世帯	継続	障害福祉課
8-9 火災安全システム事業 【継続】	○ひとり暮らし等の重度身体障害者等の火災における緊急時の安全確保のため、火災安全システムを給付し、速やかな通報等を行います。 ○対象者：緊急通報システム利用者で18歳以上のひとり暮らし等の2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方	利用者数 0世帯	継続	障害福祉課
8-10 食事サービス事業 【継続】	○年末年始を除く毎日の昼食を利用者の希望に応じて届けます。 ○対象者：2級以上の身体障害者手帳、2度以上の愛の手帳及び2級以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯、若しくは上記の者と65歳以上の身体的、精神的機能低下等のある方で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯	利用者数 9人 配食数 1,203食	継続	障害福祉課
8-11 福祉車両貸出事業 【継続】	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方または65歳以上の高齢者の方に、市が所有する福祉車両を貸し出します。 ※燃料費、有料道路料金等、車両の運行に直接必要となる費用は、利用者負担。	利用者数 88人	継続	障害福祉課
8-12 のぞみ集会所運営事業 【修正】	障害のある人の福祉の増進を図るため、集会所を設置し障害のある人またはその家族等の利用に供します。	利用回数 53回	平成28年度で廃止。総合福祉センターへ機能移転	障害福祉課

<p>8-13 身体障害者補助 犬の貸与事業</p> <p>【継続】</p>	<p>都内におおむね1年以上居住している身体障害者で、世帯全体の所得課税額の月平均額が77,000円未満であり、社会活動への参加に効果があると東京都が認めた方に、補助犬を無償で給付します。</p> <p>○視覚障害（1級）…盲導犬 ○肢体不自由（1・2級）…介助犬 ○聴覚障害（2級）…聴導犬</p>	<p>進達者数 0人</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>8-14 都営交通無料乗 車券の発行</p> <p>【継続】</p>	<p>身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が、都営交通を利用する際に無料で乗車できる無料乗車券を発行します。</p>	<p>発行件数 身体・知的他 446件 精神 51件</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>

## 9 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施

障害のある人に対し、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために提供される必要な医療費や補装具費の給付等を行います。

《主な取り組み》

整理番号 項目	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
9-1 自立支援医療 (更生医療) 給 付費の給付  【継続】	障害の除去または軽減が見込まれるなど、当該障害に対して確実な治療効果が期待される医療にかかる費用の一部を公費で負担します。	給付者数 46 人	継続	障害福祉課
9-2 自立支援医療 (育成医療) 給 付費の給付  【継続】	身体に障害のある児童が、早い時期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療費等の一部を公費で負担します。	給付者数 16 件 25 年度から給付 も市の事務となっ た。	継続	障害福祉課
9-3 自立支援医療 (精神通院) 医 療費助成の申請 受理  【継続】	精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して通院医療費の一部を公費で負担します。	申請受理件数 1,838 件	継続	障害福祉課
9-4 心身障害者(児) 医療費助成  【継続】	2 級以上(ただし、内部障害は 3 級以上)の身体障害者手帳または 2 度以上の愛の手帳の交付を受けた方に医療保険の本人負担分を一部助成します。(65 歳以上の新規申請を除く。) 東京都制度	受給者数 586 人	継続	障害福祉課
9-5 難病等医療費助 成の申請受理  【継続】	難病等医療費助成の対象疾病に罹患し、認定基準を満たしていると認定した方に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担します。	申請受理件数 878 件	継続	障害福祉課
9-6 小児精神障害者 入院医療費助成 の申請受理  【継続】	精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする 18 歳未満の児童(入院治療を継続している場合のみ、20 歳の誕生日の末日まで)を対象に、入院医療費を助成します。	申請受理件数 3 件	継続	障害福祉課

<p>9-7 補装具費の給付</p> <p>【継続】</p>	<p>身体障害者（児）の障害部位を補い、またはその代替をして身体障害者（児）の日常生活、職業活動等を容易にし、自立を図る補装具の購入と修理の費用を支給します。</p> <p>○視覚障害者：盲人安全杖、眼鏡、義眼 ○聴覚障害者：補聴器 ○肢体不自由者：義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行補助杖、座位保持いす等 ○意思伝達困難な重度障害者：重度障害者用意思伝達装置</p>	<p>給付件数 成人 217 件 児童 54 件</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>9-8 障害者の歯科診療の実施</p> <p>【継続】</p>	<p>在宅医療サービスを充実させるため、歯科医師会と協力し、障害者等が身近な地域で歯科医療が受けられ、また、専門医療機関への紹介を行う歯科医療連携推進事業の定着を図っていきます。</p>	<p>歯科医療連携推進会議を実施しました。</p> <p>在宅訪問歯科診療を充実させるため、事業のPRに努めました。</p> <p>思いっきり歯科相談を実施しました。</p> <p>「健康のつどい」にて事業のPRを行いました。</p>	<p>継続</p>	<p>健康課</p>

## 10 手当等の支給

国及び東京都では、在宅の重度障害者への援護の一環として、次のような手当等を支給しています。

手当等名称	所管	対象者等及び手当等額
特別児童扶養手当	国	20歳未満の、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童を養育している方 重度：月額51,100円、中度：月額34,030円
障害児福祉手当	国	20歳未満で、身体障害者手帳1級及び2級の一部、愛の手帳おおむね1度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童 月額14,480円
児童育成手当（障害）	都	20歳未満の、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童を養育している方 月額15,500円
特別障害者手当	国	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で重複障害の方、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある方で常時介護を必要とする方 月額26,620円
心身障害者福祉手当	都	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方 ※65歳以上で新規に手帳取得・障害更新した方は除く。 月額15,500円
重度心身障害者手当	都	65歳未満で、重度の知的障害、重度の身体障害、重度の障害が重複する方で常時複雑な介護を必要とする方 月額60,000円
心身障害者扶養共済	国	加入資格：障害者の保護者（都内に住所があること、65歳未満であること、保険契約の対象となることができること） 障害者の範囲：①知的障害者、②身体障害者（1～3級）、精神または身体に永続的な障害を有し①②と障害の程度が同程度の方 年金月額：20,000円（口数追加加入者は40,000円）

市では、国・東京都制度の手当等とは別に、市制度の手当を次のとおり支給し、在宅生活を支援します。

また、被爆者健康手帳を所持している方に見舞金を支給します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
10-1 心身障害児 福祉手当  【継続】	20歳未満の、身体障害者手帳1～4級程度、愛の手帳1～4度程度の障害のある児童を養育している方に手当を支給します。 月額6,100円	受給者数  210人	継続	障害福祉課
10-2 心身障害者 福祉手当  【継続】	20歳以上で、身体障害者手帳3～4級程度、愛の手帳4度程度の方に手当を支給します。 ※65歳以上で新規に手帳取得・障害更新した方は除く。 月額6,100円	受給者数  684人	継続	障害福祉課
10-3 難病患者福 祉手当  【継続】	難病医療法による医療費助成を受けている方、東京都難病患者医療費助成を受けている方及び難病医療費助成の対象疾病にかかり小児慢性疾患医療費助成を受けている方に手当を支給します。 ※65歳以上の新規申請は除く。 月額5,100円	受給者数  343人	継続	障害福祉課
10-4 原爆被爆者 見舞金  【継続】	被爆者健康手帳を所持している方に見舞金を支給します。	受給者数  34人	継続	障害福祉課

### 目標3 ライフステージに対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じてさまざまな課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

#### 1 保育・療育・教育の充実

障害のある児童に対する保育・療育、特別支援教育及び学童保育の充実を図ります。また発達障害児・者の支援体制の構築に努めます。

一貫した支援を行うため、各関係機関の連携を図ります。

##### 《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
1-1 発達障害の早期 発見と支援	母子保健法に基づく健康診査及び学校保健安全法に基づく就学時の健康診断に当たり、発達障害の早期の発見に努めます。 また、就学時に配布する「就学支援シート」により、就学に向けた引継ぎや教育的ニーズに応じた適切な支援に努めます。	各種乳幼児健診・相談事業を実施し発達障害の早期発見に努めました。 ・5歳児健康診査実施回数 18回 受診者数 543人 ・フォロー体制を充実するため発達健診フォローグループを紹介しました。 ・発達健診回数 24回 受診児延数 243人 ・健診時フォローグループ紹介 1歳6か月健診後 52人 3歳健診後 37人 適宜、情報交換を行いました。	継続	健康課
【修正】		就学時健康診断を行う際、発達障害児を早期に発見するため、就学時健康診断での気づきに役立てるための「就学時健康診断における行動観察な観点」を作成しました。	継続	学校教育課

		新1年生総数 778人 就学支援シート 回収数 152人		
1-2 障害のある児童の 保育  【継続】	全保育園で集団保育が可能な障害のある児童の保育を実施します。	全保育園で実施 しました。	継続	保育課
1-3 障害のある児童の 療育事業  【継続】	やまとあけぼの学園において、発達につまずきのある就学前の児童に対し、自立を助長するために必要な指導及び訓練を実施します。	やまとあけぼの 学園における障害 児の療育を継続し て実施しました (平成25年度から 児童福祉法に基 づく児童発達支援 に移行しました)。	継続	保育課
1-4 障害のある児童の 学童保育  【継続】	学童保育所において、障害のある児童の受け入れを実施します。 概ね愛の手帳3度もしくは4度、または身体障害者手帳5～7級の児童に対して保育を行います。	6施設で12人を 受け入れました。	事業充実	青少年課
1-5 就学相談の充実  【修正】	特別な教育的支援を必要とするすべての児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、発揮できるよう、自立と成長に必要な教育の場(専門性・環境)についての相談は、保護者と本人の意向を十分に尊重しつつ就学支援委員会での医学・教育学・心理学等専門的な所見をもとに総合的に判断し、適切な就学に向けた相談体制の充実を図ります。	就学相談人数 82人	継続	学校教育課
1-6 特別支援教育の 推進  【修正】	特別支援教育の理解を深めるため、保護者・市民への周知・啓発を図ります。 また、通常学級における特別な教育的支援が必要な児童・生徒への校内支援のために、臨床心理士等の資格を持つ巡回指導員の活用や教員研修の充実を図ります。 特別支援学級での指導の専門性を高めるために、特別支援学校と連携した取組みを行う等、特別支援教育の推進体制を整備していきます。	羽村特別支援学 校との共催研修会 参加人数 100人 巡回相談員によ る相談件数 3人250件 特別支援に関す る教員向け研修の 開催 10回	継続	学校教育課

<p>1-7 都立特別支援学校との連携強化</p> <p>【継続】</p>	<p>都立特別支援学校に在学中の保護者や教師との懇談等を通して、就学期の障害のある児童の支援が適切に行われるよう努めます。また、高校卒業時には、進路に係る個別支援会議等を通して卒後の生活が円滑に送れるよう支援します。</p>	<p>懇談会及び個別支援会議へ出席しました。</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>1-8 障害のある子どもの支援体制の構築</p> <p>【継続】</p>	<p>障害（発達障害を含む）のある子どもの乳幼児期から学校卒業後の円滑かつ継続的な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の機関の連携による相談・支援体制の構築をめざします。</p>	<p>母子保健から学校保健への継続支援については、保護者の了解を得て行っています。</p>	<p>相談・支援体制の構築の検討</p>	<p>健康課</p>
<p>障害のある子どもと家庭に関する個別ケース検討会議を関係機関と必要に応じて実施しているが、相談・支援体制の構築の検討については未実施。</p>	<p>子育て支援課</p>			
<p>相談・支援体制の構築の検討を行いました。</p>	<p>保育課</p>			
<p>東京都多摩立川保健所との連絡会において、他市での取組状況について情報提供を受けました。</p>	<p>障害福祉課</p>			
<p>健康課との連携会議を実施したが、医療、福祉、労働等の連携については未実施。</p>	<p>学校教育課</p>			

## 2 就労の支援

障害のある人の一般就労の機会を拡大し、経済的に自立した生活を支援します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
2-1 障害者就労支援事業の充実  【継続】	障害者の一般就労の機会を拡大するとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域で就労面・生活面の支援を一体的に行います。	障害者就労支援室において支援を行いました。  一般就労者数 12 人  (参考) 就労支援室登録者数 74 人	一般就労者 15 人	障害福祉課
2-2 市役所内実習、職場体験実習  【継続】	一般就労に向けて就労訓練の一環として市役所内で実習をする場を設けます。また、企業での職場体験実習が行えるよう市内・近隣の企業に協力を要請します。	職場体験実習事業受入協力事業所数 5 か所 実習回数 6 回 庁内実習実習回数 1 回 実習人数 11 人	登録事業所の増 実習生の増	障害福祉課
2-3 就労支援機関等との連携強化  【継続】	東京都や多摩地区の障害者就労支援連絡会に参加し、他の就労支援機関等との連携を強化します。また、就労継続支援・就労移行支援事業者と連携し福祉就労から一般就労への移行を促します。	障害者就労支援連絡会へ出席するとともに、他の就労支援機関と連携を図りながら支援を行いました。	就労支援セミナー等の実施	障害福祉課
2-4 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進  【新規】	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から物品等の調達を推進する。また、障害者就労推進庁内連絡会を通して市役所内の理解促進を図り、物品等の調達を推進するとともに、障害者の一般就労の促進を図ります。	<参考> 市の調達方針を作成し、庁内に周知した。平成 26 年度予算編成に当たり各課で物品の調達に努めるよう周知しました。	調達物品等の増	障害福祉課 各課
2-5 障害者就労施設への支援  【修正】	共同作業所連絡会の作品展、作品販売のために市役所ロビーを提供します。また、就労継続支援 B 型事業所等の利用者の工賃アップのための取組みを支援します。	市役所ロビー作品展(年 6 回開催)作業所の受注品目を各課に周知し、発注の協力を求めました。	作品展の実施 事業所の工賃アップ	障害福祉課

### 3 生涯学習と社会参加の支援

障害のある人の学習・スポーツ・レクリエーション等の機会を設けるとともにその社会参加を支援します。

#### 《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
3-1 学習機会の保障  【継続】	障害のある人の自発的な学習活動の支援を、その基本的な方針及び各種施策などを総合的に体系化した生涯学習推進計画のもとに進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度から、郷土博物館のプラネタリウム投影について、障害者手帳等の提示があった場合、1 人につき介助者 1 人を含めて観覧料を免除し、学習機会拡大の援助を行いました。</li> <li>実績 191 人 (内訳 障害者 121 人 介助者 70 人)</li> <li>・平成 25 年度から、市民体育館のトレーニングルームの利用に関し、障害者手帳の提示があった場合、健康増進・スポーツ振興を目的として、利用料金を半額にしました。</li> <li>実績 62 人</li> </ul>	継続	社会教育課
3-2 障害者青年教室の開催  【継続】	障害のある人の学習機会を保障するために、障害者青年教室を定期的で開催します。	参加者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビートクラブメンバー 延 368 人</li> <li>・ボランティアスタッフ 延 117 人</li> </ul>	継続	中央公民館

<p>3-3 障害者向け図書館サービス</p> <p>【継続】</p>	<p>通常の方法では図書館資料を利用できない方のために、対面朗読、録音・点字資料、大活字本等のサービスや、資料の宅配サービスを実施します。</p>	<p>対面朗読の実施 22回 プライベート資料の作成 10タイトル 録音資料の作成 図書13タイトル 雑誌24タイトル 点字図書の作成 1タイトル 録音・点字図書の貸出 録音図書等 1,542タイトル 点字資料 58タイトル 宅配サービスの実施 延21回 利用者交流会の実施 1回</p>	<p>継続</p>	<p>中央図書館</p>
<p>3-4 スポーツ・レクリエーション活動の充実</p> <p>【継続】</p>	<p>障害のある人が参加できるスポーツ教室やレクリエーションの機会の拡充を図るとともに、自主的なスポーツ・レクリエーション活動への相談・支援体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマライゼーション推進を目的のひとつとする「子どもと大人のあそび体験塾」を開催（青少年課）</li> <li>・スポーツ開放事業が終了したため、スポーツ推進委員で個別に障害のある人を対象とする事業を計画し、積極的に実施をする。（社会教育課）</li> </ul>	<p>「子どもと大人のあそび体験塾」を平成26年3月16日に実施しました。</p> <hr/> <p>25年度についてはスポーツ開放事業は実施しなかったが、スポーツ推進委員で今後、障害者スポーツ事業を実施することを検討しており、25年度は障害者スポーツ講習会に10回出席しました。</p>	<p>事業拡充</p> <hr/> <p>年2回実施</p>	<p>青少年課</p> <hr/> <p>社会教育課</p>

## 目標4 共に生きる地域づくり

障害のある人、障害のない人が分け隔てなく共に生きていくためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁（バリア）をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるため各種啓発活動の推進、障害特性に配慮したバリアフリー化、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりに取り組みます。

### 1 障害者理解の推進

住民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の理念の普及を図ると共に、障害者理解を促進し、障害のある人への配慮等について、啓発・広報活動を推進します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
1-1 障害者週間の周知 及び取り組み  【継続】	障害者週間の趣旨について市報等で周知するとともに、それに合わせて障害のある人や障害についての理解を深める取り組みを実施します。	障害者への理解を深めるための記事を市報や市ホームページに掲載するとともに、市役所ロビーにてパネル展示を実施しました。	市役所ロビー展示の充実	障害福祉課
1-2 障害者理解のための啓発活動  【継続】	障害のある人や障害について理解を深めるためのリーフレットの発行や催しの開催に取り組みます。	障害者週間に合わせて聴覚障害者団体の協力を得て障害者理解促進事業を実施した。 12月15日「音のない世界を知ろう」	継続	障害福祉課
1-3 精神保健福祉普及運動の周知  【継続】	精神保健福祉普及運動について市報等で周知する。	10月15日号市報及び市ホームページで周知した。	継続	障害福祉課
1-4 精神保健講演会の実施  【継続】	市民の心の健康づくり、精神障害者への理解促進や協力体制の推進のため、当事者、家族、市民等を対象に講演会を実施します。	精神障害者地域生活支援センターで年2回実施しました。	継続	障害福祉課

《参考》第五次地域福祉計画における関連する取り組み

取り組み項目	内 容
福祉教育の推進	障害者や高齢者に対する市民の相互理解・相互交流を深めるため、福祉施設等が行う各種行事への市民参加の機会の拡充に努めます。

## 2 障害特性に配慮したバリアフリー化の推進

視覚障害者や聴覚障害者に対する情報のバリアフリー化など、障害のある人の障害特性に配慮したバリアフリー化を推進します。

《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
2-1 視覚障害者・聴覚障害者への情報提供の充実  【修正】	視覚障害者に対する文字情報のバリアフリー化を図るため、音声コード付きまたはダイジー方式によるパンフレットを作成します。 聴覚障害者向けの表現のわかりやすいパンフレットを作成します。	音声コード付き障害福祉サービス案内のパンフレットを配布しました。	視覚：継続 聴覚：作成	障害福祉課
2-2 市主催事業等への手話通訳者の設置  【継続】	各課で主催する市民向け事業、傍聴できる審議会等に、必要に応じて手話通訳者を設置するよう努めます。	予算措置 14 課 予算執行 12 課 総設置時間 202.5 時間	総設置時間の増	各課
2-3 市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上  【新規】	ホームページで提供される情報や機能を誰もが支障なく利用できるよう情報アクセシビリティの向上を目指します。	<参考> ホームページは読み上げ機能（平成 24 年度より設定）により対応しています。	平成 29 年度に予定しているホームページのリニューアルに際し、新たな機能の設定について検討する。	秘書広報課
2-4 選挙等における配慮	選挙等において障害のある人が円滑に投票できるよう、投票所の施設や設備の整備等に努めます。	東京都議会議員選挙、参議院議員選挙及び東京都知事選挙の執行時において次の支援を行いました。 ①点字器及び投票用紙への記載を容易にするための用具（東大和市では「筆記用枠」と呼んでいます。）の用意 ②コミュニケーションボードの用意 ③スロープの設置 ④車椅子の配備 ⑤郵便等投票制度及び代理投票制	継続	選挙管理委員会事務局

【継続】		度の活用 ⑥車椅子利用者の 介助、場内誘導 等の徹底 ⑦選挙のお知らせ 等の音訳版の作 成及び配布		
------	--	---	--	--

### 3 安全・安心なまちづくり

障害のある人が安全に安心して生活し、社会参加できるように、障害に配慮したまちづくりを推進するとともに、防犯・防災対策を推進します。

#### 《主な取り組み》

整理番号	内 容	25 年度実施状況	29 年度目標	担当課
項 目				
3-1 都営住宅建替え整備に関する要請  【継続】	都営住宅の建替えに際し、すべての人に配慮した住宅整備を要請します。	未実施	継続	都市計画課
3-2 ヘルプカードを活用した防災・防犯の取り組み  【新規】	平成26年7月から配布を開始したヘルプカードを広く周知、活用することにより、障害のある人が安心して生活できるまちづくりを推進します。	<参考> ヘルプカード 配布開始	ヘルプカードの周知・拡大	障害福祉課

#### 《参考》第五次地域福祉計画における関連する取り組み

取り組み項目	内 容
災害時要配慮者対策の推進	①災害時における高齢者や障害者などの安全を確保するため、地域防災計画に基づき、災害時要配慮者対策を推進します。 ②避難行動要支援者名簿を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、高齢者ほっと支援センターなどの関係機関に提供し、情報の共有化を図るとともに、災害時における支援体制づくりに努めます。
安心と安全を守る環境づくりの推進	①悪質商法や訪問販売による契約トラブル、電話を使った振り込め詐欺などの啓発や情報を提供し、消費者被害の未然防止に努めていきます。 ②地域の犯罪情報や身近な事件の情報を提供し、地域の防犯意識や犯罪から身を守るための啓発活動に努めます。 ③災害や防災に関する情報提供や啓発活動を行い、地域の防災対策の推進に努めます。
公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備	①公共施設等の整備について、福祉のまちづくりの促進に努めます。 ②歩道の段差改良などのバリアフリー化を進めます。 ③ベンチなどの休憩施設が設置可能なバス停留所付近については、バス事業者への働きかけや整備を行い、高齢者や障害者などが安心して公共交通機関を利用できるよう努めます。 ④誰もが安心して学べるよう、学校施設のバリアフリー化を進めます。
移送サービスの整備	①NPO法人などが移動制約者のために有償で移送サービスを行うため、申請の相談など、団体の支援に努めます。 ②活動団体に情報提供を行い、東京都の補助事業を活用し運営の支援に努めます。